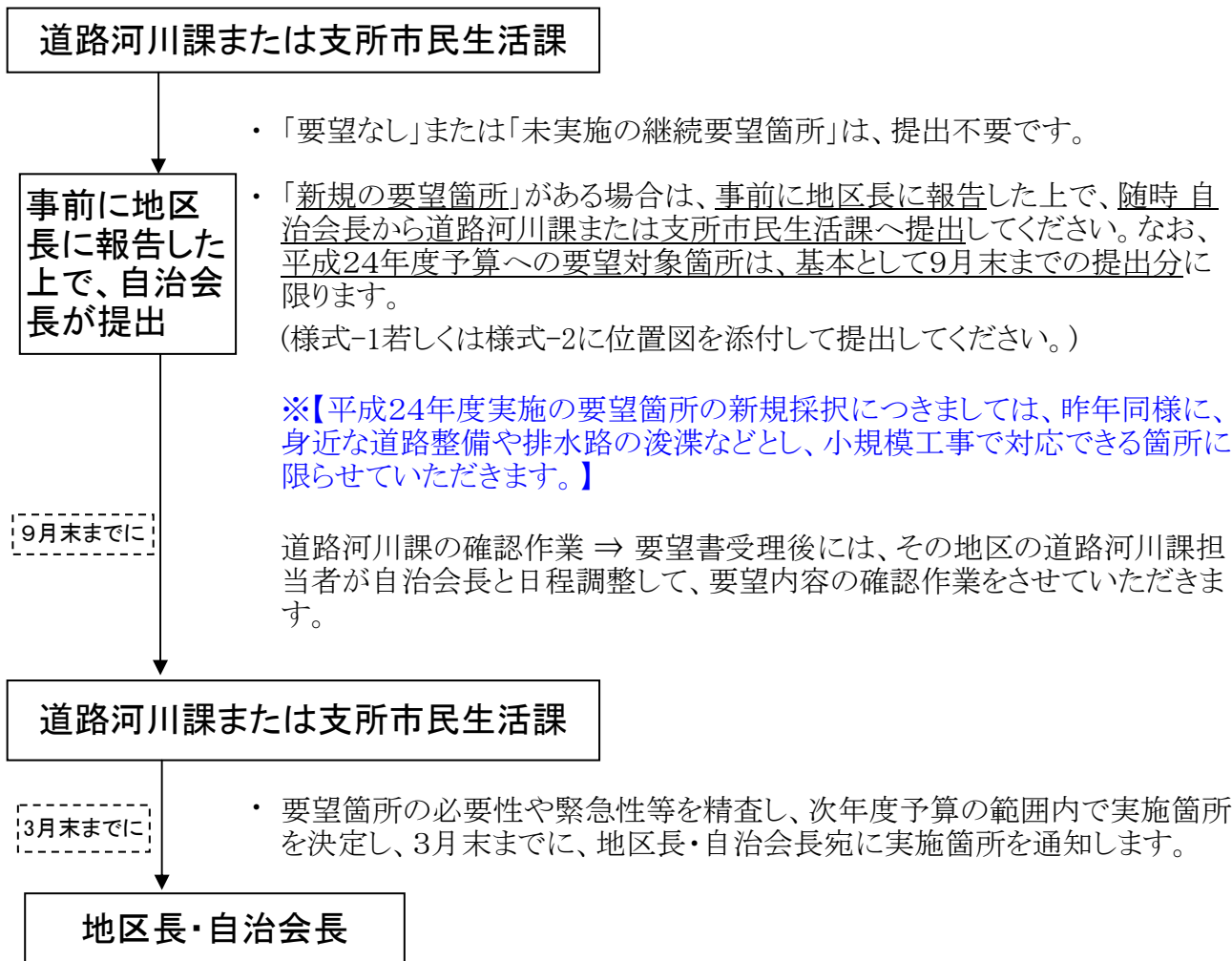


自治会要望書(平成24年度実施希望)の取り扱いについて

磐田市建設部道路河川課

平成24年度実施希望の**新規要望**については、次のフローの通りです。

新規要望提出の流れ



※

- ①この要望書による対象は、平成24年度新規実施要望箇所です。
- ②平成24年度実施予定箇所は、平成24年3月末に各自治会に通知いたします。
- ③緊急を要する事項等につきましては依頼書(様式-4)で提出をお願いします。(依頼書説明参照)
- ④今後、ご不明な点、ご意見につきましては、道路河川課道路係・各支所市民生活課にお問合せください。

道路河川課
TEL 0538-37-4897
各支所市民生活課

新規要望書

(道路について)

様式-1

要望年度	
自治会名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 道路形状について | 2. 舗装について | 3. 排水について | 4. その他 |
| <input type="checkbox"/> 道路の新設 | <input type="checkbox"/> 舗装の新設 | <input type="checkbox"/> 側溝の新設 | <input type="checkbox"/> 安全柵の設置 |
| <input type="checkbox"/> 道路の改良 | <input type="checkbox"/> 舗装の修繕 | <input type="checkbox"/> 側溝の改良 | <input type="checkbox"/> 区画線の修繕 |
| <input type="checkbox"/> 道路の拡幅 | <input type="checkbox"/> 舗装の打換 | <input type="checkbox"/> 側溝の修繕 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 角切の新設 | | <input type="checkbox"/> 側溝蓋設置 | 〔 具体的に 〕 |
| | | <input type="checkbox"/> 側溝蓋修繕 | |
| | | <input type="checkbox"/> 側溝の浚渫 | |

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

- 公衆用道路であること (市道 号線)
- 道路幅員が4m以上確保できること(4m未満は道路の中心よりそれぞれ2m後退が可能であり、関係者の理解を得ていること)
- 拡幅・角切り等事業用地が必要な場合、寄附等について関係者が承諾していること。
- その他()

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

平成 年 月 日

自治会

自治会長

電話番号

【要望の流れ】 地区長に報告した上で自治会長より提出 → 市道路河川課(または支所)
(翌年度分は9月末まで：随時受付)

最終受付者(道路河川課)

新規要望書

様式-2

(河川・排水路について)

要望年度	
自治会名	
要望 No.	

※上記枠内は市で記入します

自治会は、関係者の承諾を得て下記の事業を要望します。

○要望内容 (該当する項目の□にレ点をしてください)

1. 河川・排水路について

浚渫

護岸整備

護岸修繕

底打ちコンクリート

安全柵設置

その他

具体的に

○確認事項 (各自治会で事前に確認の上、該当項目にレ点をつけてください)

公共の河川・排水路であること。(河川(水路)名: _____)

その他(_____)

※ 要望書は、箇所ごとに1枚ずつ提出してください。

磐田市長 あて

平成 年 月 日

自治会

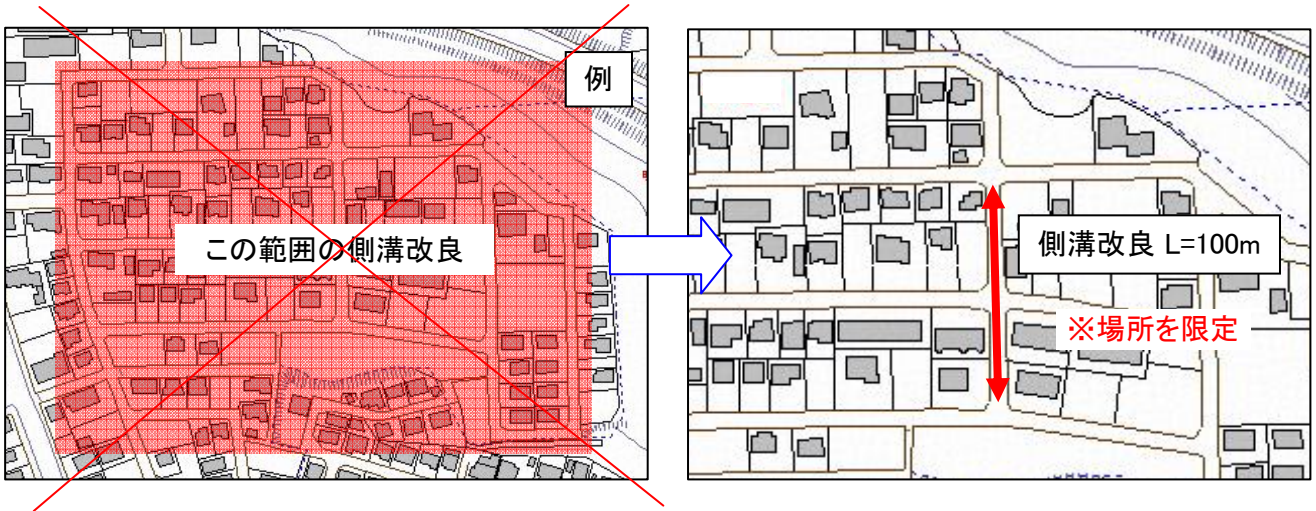
自治会長

電話番号

【要望の流れ】 地区長に報告した上で自治会長より提出 → 市道路河川課(または支所)
(翌年度分は9月末まで: 随時受付)

自治会要望申請に当たってのお願い

1. 自治会要望箇所については、自治会内で要望内容を精査し、広範囲ではなく、緊急性などから場所を限定して要望してください。



※自治会要望は一つの路線単位を基準とし、規模の大きなものは概ね延長100m前後とし、交差点で区切るなど要望範囲を限定してください。

要望内容参考例

○道路について

①道路改良



※道路改良とは、側溝と舗装を同時に直すものです。

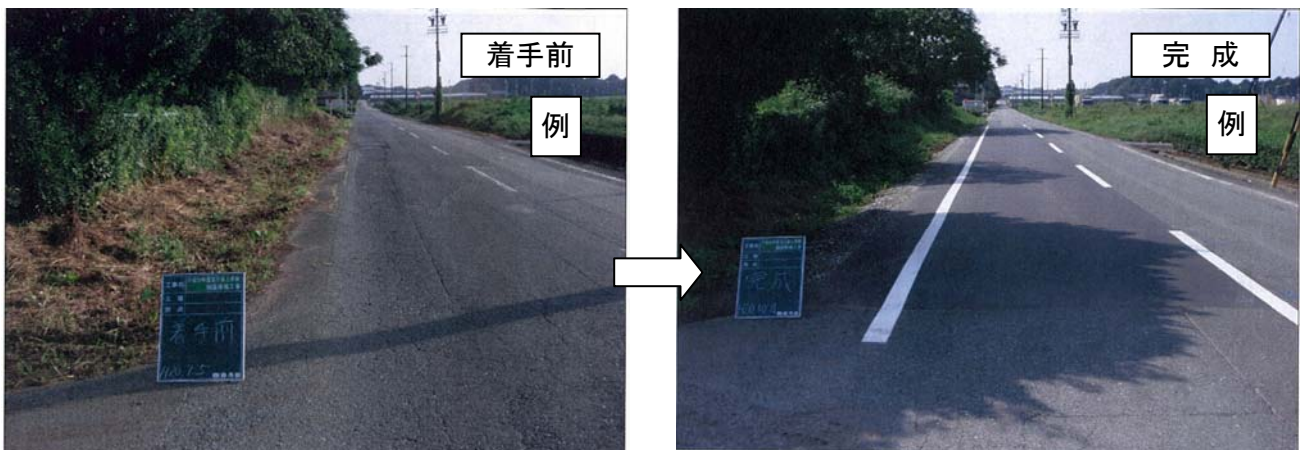
通常は現況の道路敷地内での工事ですが、道路幅員が狭く、幅員を広げたい場合は土地の寄附等により**拡幅改良工事**を行ないます。

②舗装の新設



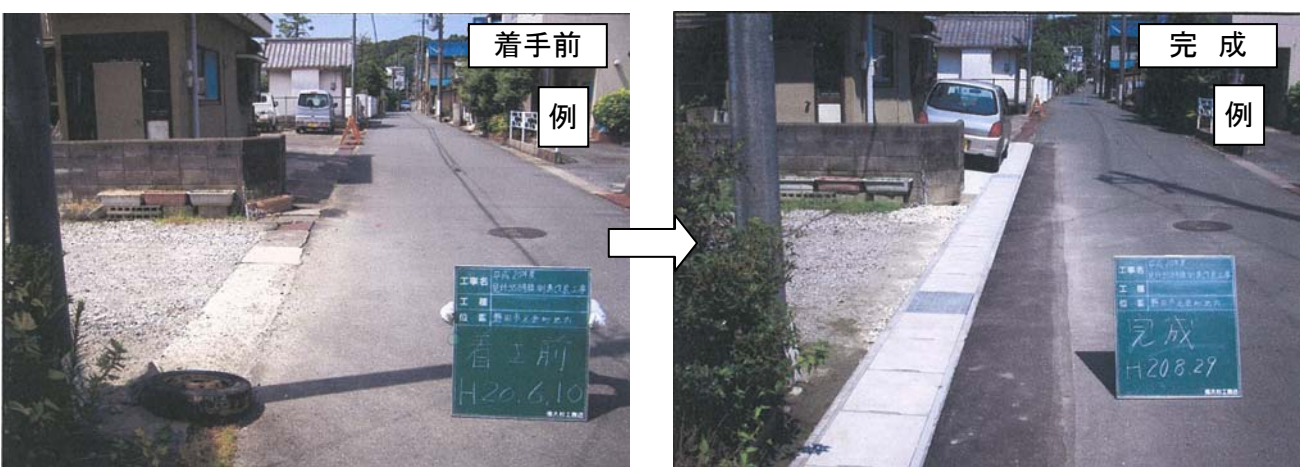
※舗装の新設とは、未舗装の道路に舗装を新設する工事です。

③舗装の修繕



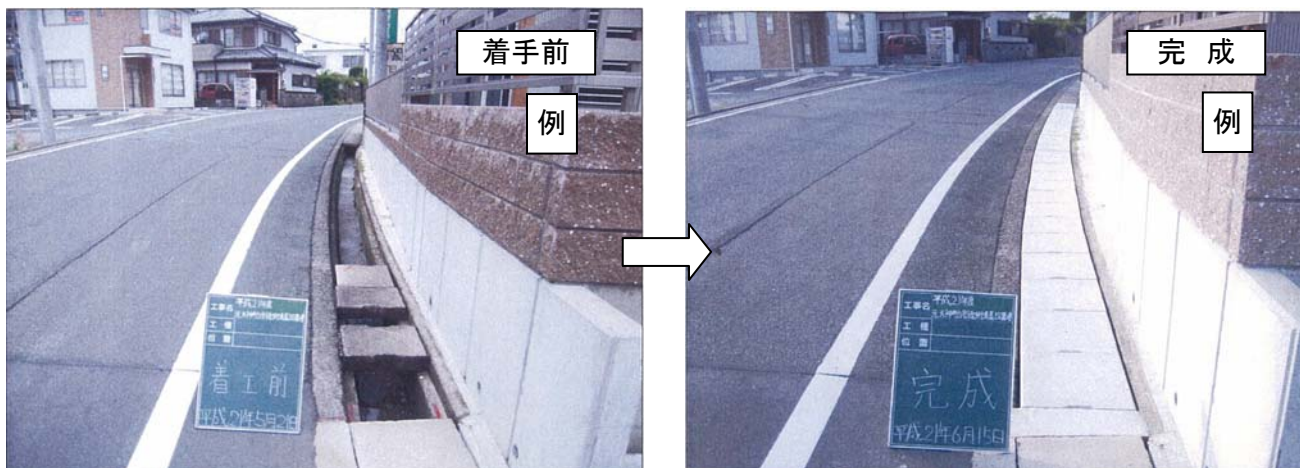
※舗装の修繕は、舗装の劣化や破損した部分のみを改修する工事です。
(延長が10m以内程度の修繕は依頼書で結構です。)
既存の舗装の状態が悪く、全面的に改修する場合は「舗装の打換」工事です。

④側溝の改良



※側溝の改良工事は舗装は直さず痛んだり流れの悪い側溝のみを直す工事です。
既設の側溝を部分的に直す場合は「側溝の修繕」です。(延長が2m以下程度の小規模な場合は依頼書で結構です。)

⑤側溝蓋の設置



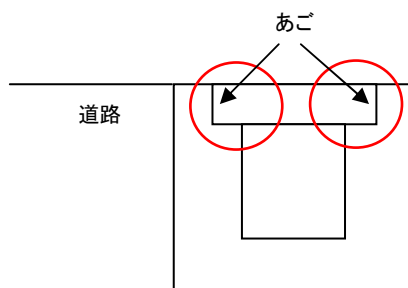
※蓋板の設置は、既存の側溝に蓋板だけを設置するものです。

なお、蓋板等の資材につきましては、1自治会年1回に限り材料支給が可能です。(材料支給の申請をしていただき、1自治会10万円程度の材料を支給させていただきます。設置は自治会でお願いします。)

◎側溝蓋設置要望の注意点

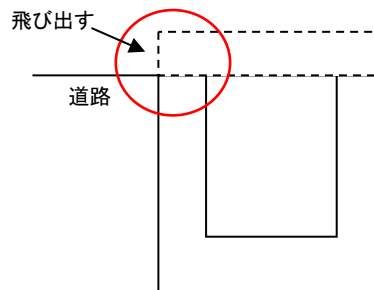
側溝蓋板につきましては、側溝自体を改良しなくては蓋がかからない側溝がありますので、要望の際にはご確認をお願いします。

○蓋板設置が可能な側溝



蓋板設置が可能な側溝は、既設の側溝に蓋板を乗せる「あご」がついている側溝です。蓋板をはめても道路路面から蓋板が飛び出ません。

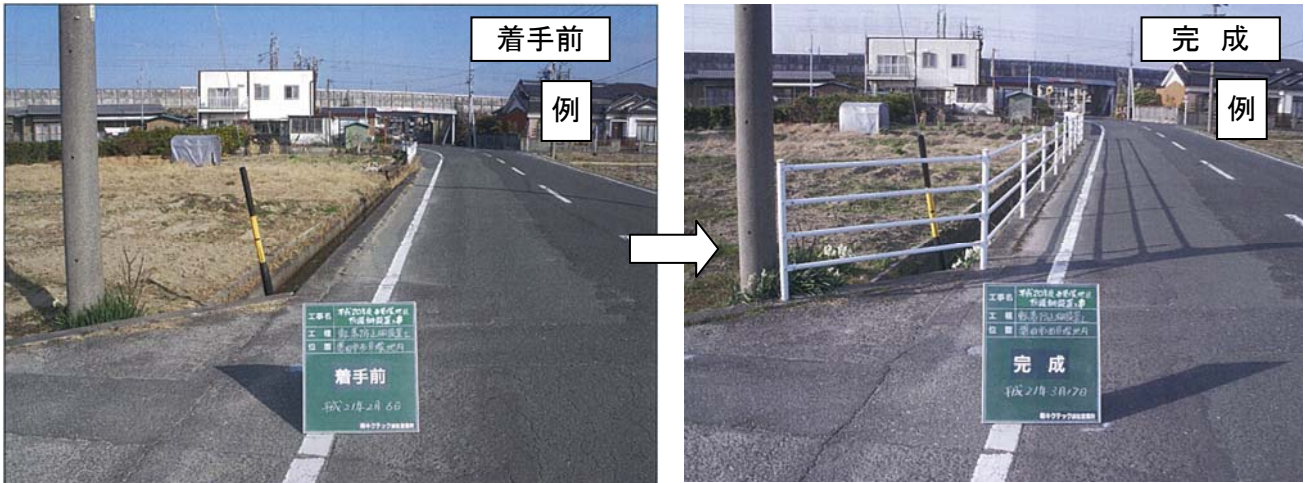
○側溝の改良が必要な側溝



改良が必要な側溝は、既設の側溝に「あご」がない側溝です。蓋板をはめると道路路面から蓋板が飛び出してしまう。このような場合は蓋板設置ではなく「側溝の改良」で申請してください。

※既に設置されている蓋板の状態が悪く、取替えを希望される場合は、「側溝蓋修繕」で申請してください。(延長が5m以下程度の小規模な取替えについては依頼書で結構です。)

⑥安全柵の設置



※安全柵の設置は「ガードレール」や「転落防止柵」などの安全施設を設置するものです。
なお、「カーブミラー」「道路照明灯」「防犯灯」「交差点の強調表示」につきましては、[自治防災課](#)へ申請をお願いします。

緊急対応等「依頼書」の取り扱いについて

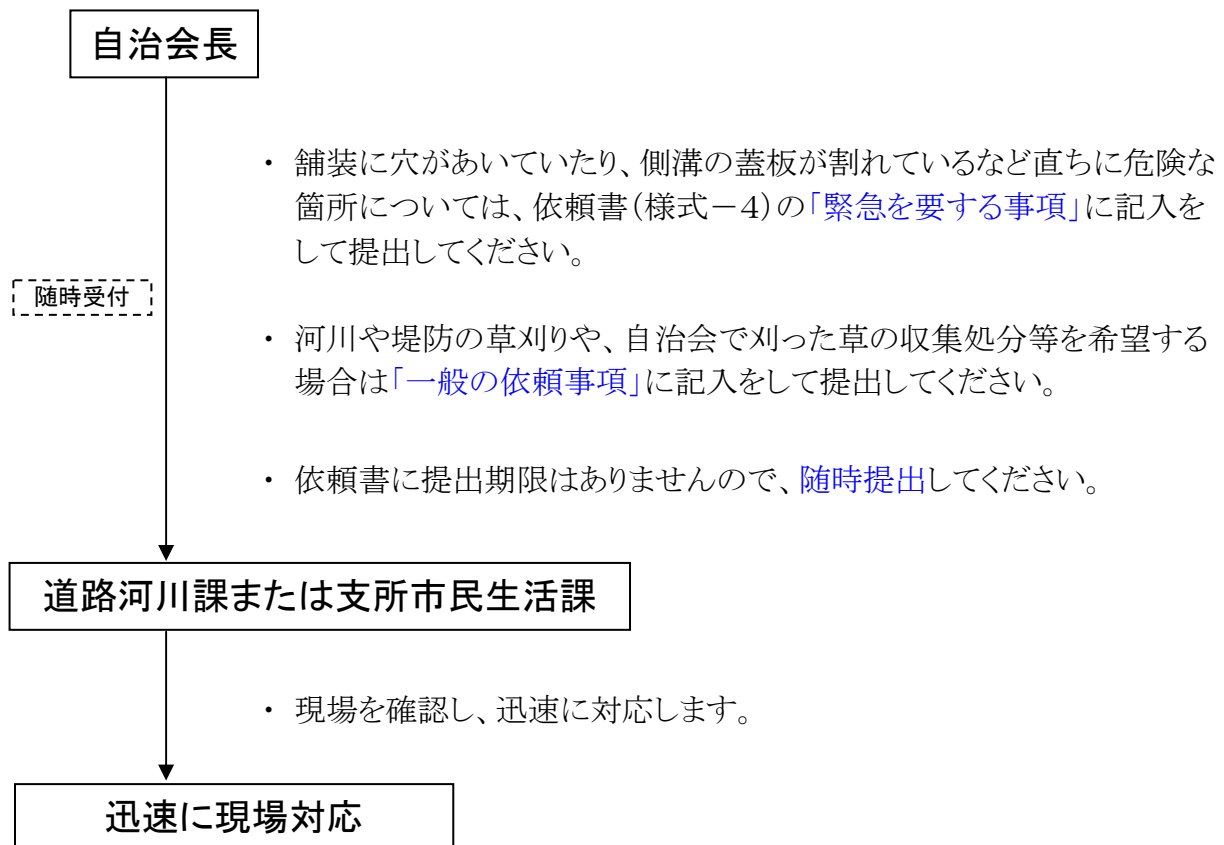
磐田市建設部道路河川課

○依頼書とは

依頼書は道路や河川を改良する通常の自治会要望ではなく、舗装に穴があいているなど危険箇所の緊急修繕であったり、堤防や道路の草刈りや自治会等で刈っていた草の処分を市に依頼するものです。

依頼書提出については、次のフローの通りです。

依頼書提出の流れ



※

①刈り草の収集処分等につきましては、各自治会依頼時期が重なりますので、予め収集希望日がわかっている場合は早めに依頼書の提出をお願いします。

②ご不明な点、ご意見につきましては、道路河川課道路係・各支所市民生活課にお問合せください。

道路河川課

TEL 0538-37-4808

各支所市民生活課

依 頼 書

○緊急を要する事項

1. 道路について(該当する□にレ点をしてください)

- 道路に穴があく等舗装の状態が悪いので修繕してほしい。
- 路肩が欠落していて危険なので修繕をお願いしたい。
- 縁石が破損していて危険なので修繕をお願いしたい。
- ガードレール等安全施設が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- その他()

2. 河川や排水路(側溝)について(該当する□にレ点をしてください)

- 河川や排水路(側溝)に落葉等が詰まっているので撤去処分をお願いしたい。
- 側溝(排水路)の蓋板や本体が破損して危険なので修繕をお願いしたい。
- その他()

○一般の依頼事項(該当する□にレ点をしてください)

- 道路や河川等の草刈りをお願いしたい。
- 草刈りをしたので草の収集処分をお願いしたい。
- 排水路(側溝)の浚渫をしたので、汚泥の回収処分をお願いしたい。
- その他()

※申請箇所の位置図を添付してください。

磐田市長 あて

平成 年 月 日

_____ 自治会

自治会長 _____

電話番号 _____

受付者(道路河川課)_____

緊急を要する事項

参考例

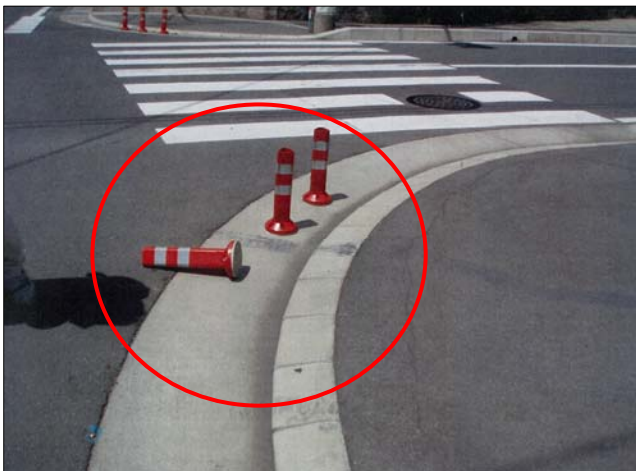
① 舗装に穴があいている。



② 路肩が欠落し危険である。



③ 安全施設等が破損している。



④ 側溝の本体や蓋板が破損している。



⑤ 排水路が破損している。



参考例のように、直ちに危険性のある内容について「緊急を要する事項」で申請してください。